

事業番号	0070	事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進
------	------	-----	---------------------

外部有識者の評価結果

1 廃止	0
2 事業全体の抜本的な改善	0
3 事業内容の一部改善	5
4 現状どおり	1

【事業内容の一部改善】

- 事業の重要性は認められる。
- 人材育成支援については、日本との長期的な関係を構築していく際に重要であると考え。短期的に成果を測定することは難しいと思うが、戦略的な事業展開をお願いしたい。
- 成果目標の設定の難しさは理解するものの、より事業の本質を踏まえた計測指標を設定していくべき。個別事業ごとに相手国ともしっかりと理解を合わせた上で設定し、フォローアップをしていくのが良い。
- 日本企業の進出しやすい環境整備は相手国にとってもメリットの大きいこと。高尚な目的だけだと具体的な施策においてブレが大きくなるので、この軸は明確に持つておくのが良い。
- 支援の目的に日本の経済的利益を明記するのはトゥーマッチではないか。今後は表現の変更などを検討されてはどうか。
- 官房国際課は一步前進。しかしながら官庁連携以上の戦略的中枢を法務省が背負うべき。
- 5つの事業目的のうち3つは経済活動関係である。他省庁との調整連携・戦略立案が重要である。このため法務省における体制として担当部局を国際課とするべき。組織体系の再考が必要。
- 本事業には外務省、JICA等のプレイヤーがいると思うが、法務省としての現状分析、戦略立案、方針確立等が必要ではないか。
- 支援先で長期派遣員が蓄積したノウハウの展開・継承をいかに進めるか、特に専門家同士での情報ネットワークが重要と考える。作成協力した法案を含め情報の公開が必要ではないか。
- 支援先(東南アジア・中央アジア)は必要十分か、どのような基準で判断できるのか。
- 日本の知見を再分析し、施策に反映させるべき。

【現状どおり】

- 外務省(JICA), 文科省(大学)など関係組織との間で協力・分担関係を明確にする努力は継続されるべきである。
- 事業の性質上, 成果の質・量に対する客観的な指標による検証が困難であることはやむを得ないので, それに代わる仕組みについて検討する必要がある。